

シンポジウム

犯罪法システムの構築－渥美東洋の政策・法学

平成28年(2016年)2月1日、「犯罪法システムの構築－渥美東洋の 政策・法学」と題して、故渥美東洋教授の政策及び法学の今日的な意義を明らかにするねらいで、シンポジウムが開催された。

シンポジウムは2部構成で行われた。第1部では、まず、中央大学椎橋隆幸教授の開会挨拶があり、田村正博京都産業大学社会安全・警察学研究所長が、法政策学者としての位置づけについての基調講演、次いで、川出敏裕東京大学大学院法学政治学研究科教授が、故渥美教授の刑事訴訟法の位置づけについての基調講演を行った。

第2部は、パネルディスカッションであり、新恵里京都産業大学社会安全・警察学研究所員による被害学に関する報告、山本龍彦慶應義塾大学法科大学院教授による渥美刑訴法学と憲法に関する報告ののち、基調講演者も含めてディスカッションを行った。

本誌では、上記2部の記録を以下に掲載する。

渥美東洋シンポジウム

犯罪法システムの構築-渥美東洋の政策・法学

開催日時：平成28年2月1日 13:30~16:30

開会のあいさつ

椎橋 隆 幸

中央大学大学院法務研究科 教授

警察政策学会 顧問

ただいまご紹介を賜りました、警察政策学会顧問の椎橋でございます。よろしくお願ひ致します。

本日は、渥美先生の学問につきまして、「犯罪法システムの構築、渥美東洋の政策・法学」と題して、こんにち的な課題について、渥美先生の提言内容を踏まえつつ、今後の展望を広い視野から探ることを目的として開くということで、これは学問的にも実際の必要からも、大変意義のあることだと考えます。

実は、2年前の一昨日、渥美先生が亡くなられて、おとといが命日ということでございます。そういう意味でもいいタイミングだなと。たぶん、この辺りでお聞きになっているのではないかなと思います。

それで、この本シンポジウムでございますけれども、これは先ほど書いてありますテーマ自体が、一番大事なところを突いているなと思います。そのテーマのもとに幾つかの項目、刑事訴訟法、プライバシー、被害者学、社会安全政策、これらの問題が論じられると聞いております。これらの学問領域というのは、渥美先生の学問の中でも重要な部分でありまして、非常に適切な項目分けであると思います。

公に登録されているだけでも、渥美先生の著作は著書、論文、判例評釈等を含めると400本を優に超える著作を残されました。

実はこれ以外にも、私にとっては価値があると思われる著作がありますけれども、それは、必ずしも公には登録されていないものもございます。そういう意味では非常におびただしい数の著作がございます。

これらのおびただしい著作を整理、分析して、渥美法学を適切に位置付けるというのは、非常に大変な作業であると思います。私は弟子の一人としては、そのごく一部について試みたことはありますけれども、これは何らか、十分になるにはおぼつかないという状況でございます。

本日はそういう意味でも、各分野の第一線でご活躍の先生方の、それぞれの分野からの渥美法学についての評価というものを拝聴できるということで、大変うれしく、興味深く、楽しみにしている次第でございます。

おそらく、各報告のどこかで触られると思いますけれども、本シンポジウムが開催されるにあたって感じたことを、若干申し上げさせていただきたいと思ひます。

第一に、渥美先生は法思想史とか、法哲学に造詣が深いと言われております。むしろ、渥美先生はこの分野が大好きで勉強せざるを得ないという分野だったと思ひます。ギリシャの思想から、英米やヨーロッパの思想家の諸説を常に勉強しておりました。

ですから、たくさんの分野をお読みになっているのですけれども、中でもジョン・スチュアート・ミル、イマヌエル・

カント、H・L・A・ハート、ジョン・ロールズ等々の法学者には、一番大きな影響を受けていると思います。それを咀嚼して、自分のものとして、その学問に生かそうとしていたと思います。

それはいろいろな著作から知ることができるものでありますけれども。実はあまり知られていないものとして、先ほど、田村先生、川出先生と少し話題になったのですけれども、中央大学の生協の出版局から出されている、『法の原理』というものがあります。これは1993年から1995年にかけて、学生用のテキストとして書かれたものですが、ご自分の書きたいことを書いた本だと思います。

2番目に申しますのは、各分野の学問領域は年代的に少しずつずれております。「刑事訴訟法」に集中して、捜査、公訴、公判、上訴等に至る、いろいろな分野についての論文や、それを体系的にした教科書を書かれ、あるいはその中でもプライバシー論を中心にやるとか、そういったかたちで著作があります。

それから、その次に、今度は組織犯罪対策をやる。あるいは被害者学をやるというような、確かにずれがございますけれども、それぞれの業績というのは相互に関連していると思われま。

例えば、組織犯罪対策というのは、先生ご本人は、ずっとその前から研究されていたと思うのですが、われわれ弟子を集めて研究会を開いた。これは1989年3月に始めましたけれども。そこで没収とか、追徴とか、そういったような問題を取り扱いました。それが『組織企業犯罪を考える』というかたちで受け継いできております。

その続編とも言うべきものが、一度、大病されましたけれども、それを挟んで、病氣から回復されたあとに、『複雑社会で法をどう活かすか—相互尊敬と心の平穩の回復に向かって—』という本が出されております。

この組織犯罪対策というのは、一つかなり力を入れられたものだと思いますけれども、さらに被害者対策、被害者問題、「少年法」の問題というものを扱っていきます。

組織の活動の規律、これは犯罪をペイさせてはならないとして、犯罪収益の没収、追徴を根拠付けられました。それはまず、組織が健全であらねばならないということと同時に、それまでそういう犯罪によって害を受けたものが、その共同体の同じ仲間であると。その仲間に対する配慮をしなければいけないということで、被害者対策というものと関連します。

それから、非行少年をどうするかということにつきまして、これは非行少年というのは、組織犯罪の予備軍というふうに言われることがありますけれども、非行少年が犯罪組織に組み入れられることを阻止しながら、社会にスムーズに戻ってこられるようにしようということで、組織犯罪対策、被害者対策、少年に対する処遇というようなものが密接に関連しているということがあると思います。

第3に社会安全政策論ですけど、これは組織犯罪対策を、さらに発展させたものという面があると思いますけれども、その全体像が見えてくるのは最近になってからのことであります。

社会安全フォーラムとか、京都産業大学の社会安全・警察学研究所の創設に至る過程で、『警察学論集』とか、『犯罪予防の法理』という本に書かれた論文によって、その全体像が見えてくるというものだと思います。

これは海外での実証研究というものを背景にして、この分野に新たな地平を切り開く画期的なものではないかと、私は考えております。

この社会安全政策論のキーワードの一つでありますポリシーングは、ポリシーング=社会安全政策と言ってもいいくらい、広い意味としても使われていると思います。

これは1960年代からかなり詳細な研究をされておまして、ジェームズ・Q・ウィルソン、アルバート・J・リース、マッキンタイア、フランク・レミントン、ハーマン・ゴールド・シュタイン、スコールニック、ベイリー、これらの先生方の著者等を詳しく読んでおられました。

それらを、それぞれのときにさまざまな雑誌に載せておりますけれども、デイビット・H・ベイリー先生との対談については、これは比較的最近、雑誌に掲載されたものなので、一番、目に付くものではなかったかと思ひます。

これらは事象に基づかない理論とか政策というのは効果がない、役に立たないという先生の信念があったのではないかと思います。

近年、よくエビデンス・ベーストという言葉がよく使われますけれども、渥美先生にとっては、これはごく自然に当たり前のこととして受け止められたのではないかと思います。

あるいは、これは申しましたけれども、最後に本シンポジウムが渥美法学を踏まえて、こんにちの課題に有効に対処できる理論や政策を展開させる実りのある会になるように期待して、私のごあいさつとさせていただきたいと思います。どうぞご静聴ありがとうございました。

